

## 特定建設工事共同企業体について

大東市の建設工事について、特定建設工事共同企業体（JV）の取扱要綱についてお知らせします。

### （1）導入目的

大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を集結することにより工事の安定施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施行することを目的とするため。

### （2）対象工事

1. 予定価格がおおむね5億円以上の土木工事
2. 予定価格がおおむね5億円以上の建築工事

### （3）構成員の要件

1. 大東市入札参加資格者名簿に登録していること。
2. 対象工事の発注工種に係る業種の格付が最上位等級または第二位等級に属していること。
3. 対象工事の発注工種に対応する許可業種について許可を受けてから3年以上の経営実績があること。
4. 対象工事を構成する工事について、元請として一定の実績を有し、かつ、対象工事と同種の工事を施工した経験があること。
5. 対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者がいること。
6. その他。

### （4）出資比率

構成員の出資比率は、次に掲げる区分に応じること。

- 1、構成員が2社の場合 30パーセント以上
- 2、構成員が3社の場合 20パーセント以上

### （5）適用時期

平成26年5月1日以降に、入札公告する案件から適用します。